13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　削除

六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

三　第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

二・三　［略］

四　第三十一条第四号の土堤の勾配

一　第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　削除

六　［略］

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二・三　［略］

四　土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

13　煙火火薬庫の基準

一　第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉

四　［略］

五　第二十八条第三号の火薬庫の通気孔

六　［略］

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

二　第二十九条第一号の貯蔵庫の構造

三　第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉

15　［略］

16　土堤の基準

一　第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離

二・三　［略］

四　第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ

一　第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。

四　［略］

五　通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］

一　［略］

二　がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。

三　がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。

15　［略］

一　内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

二・三　［略］

四　土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。